

<平成29年度> 包括外部監査 意見に対する対応

●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
1	高齢福祉課 障がい福祉課	<p>【経営効率化及び経営合理化に向けて】(事業計画と予算の作成、松山市による査定と承認及び業績の検証について)</p> <p>監査人は、松山市社協と社会福祉事業団の収益改善に向けた経営努力は充分ではないと史料するが、事業年度末に予算残額が返還されることを前提としている松山市の予算査定にも不十分なところがあるとする。両団体における予算作成、松山市による予算査定と承認、両団体と松山市による業績の検証に係る業務フローを抜本的に変更する必要があり、改善提案は以下のとおりである。</p> <p><改善提案></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松山市は両団体に対して、経営効率化や経営合理化に向けた経営改善のための3～5年単位の事業計画を策定させる。 2. 予算においては、事業計画に沿った精緻な予算を提出させる。 3. 特別な事情がない限り、追加の予算請求は承認しないことをルール化した上で、松山市は精緻化された予算による予算請求額の妥当性を検証し、支出額を決定・支給する。 4. 両団体は事業計画及び精緻化された予算に基づく数値目標をもとに事業を運営する。 5. 両団体は、事業年度末において、事業への取組みの検証と財務分析を行い、いかに効率的に事業の運営を行ったか、松山市の社会福祉費の維持抑制にいかに関与したかを自己評価する。 6. 両団体は、具体的な自己評価結果を松山市に提出する。 7. 松山市は、両団体から提出を受けた自己評価結果資料も参照して、両団体の自助努力に基づく経営改善の成果を把握・評価する。 8. 松山市は、両団体の決算について予算対比や前年度対比も行い、財務の観点から当事業年度の課題解決の進捗状況と次年度以降の取組課題を抽出する。 9. なお、見積り誤り等による予算の過大請求分は松山市に返還を求め、自助努力による成果によって生じた予算残額は内部留保とすることを許容し、両団体は多額の次期繰越活動増減差額の解消に充てる。 	<p>経営の効率化及び合理化を目的に、R1(H31)年度から5か年の事業計画を策定し、計画に基づき各種事業を実施している。</p> <p>また、事業及び財務状況の検証は、毎年度、指定管理事業のモニタリングを行い、各事業の妥当性や課題を把握し、次年度以降の運営に反映するとともに、実績を考慮し適切な予算を計上している。</p>	93
2	障がい福祉課 (社会福祉協議会)	<p>【委託料の計算方法の見直し】(松山市障害者支援区分認定調査事業)</p> <p>松山市は、本事業の委託料単価を設定せず、松山市社協が見積もった人件費と経費の総額に基づいて予算措置をしている。障害者数の増加を背景として本事業に基づく認定調査完了件数の増加が想定される中、事業運営の効率化を促すためには、契約委託料を単価契約(認定調査完了件数1件に対していくらか)による計算方法に変更することが望ましい。</p> <p>そのためには、松山市社協では調査完了時間の標準及び時間単価を設定するとともに、松山市と松山市社協の協議を行って、本事業における委託料単価を設定する必要がある。</p>	<p>本事業は、委託先である「社会福祉法人松山市社会福祉協議会」の訪問調査員が障がいの居宅等に訪問し、聞き取り調査等を実施するが、聞き取りの調査結果を基にした障害支援区分の認定により、利用するサービスに影響が出ることから、相手から調査項目を正確に聞き取る必要がある。</p> <p>同じ障害や等級であっても、障がい者ごとに状況は様々で、調査区域も市内全域及び市外に渡ることから、1件当たりの調査時間はバラバラであり、また、調査の際には、一方的に調査項目を聞き取るだけでなく、調査の精度を上げるために障がい者の様々な相談を聴くことも聞き取り調査の技術として必要であることから、時間を要するものである。</p> <p>現在の委託契約では、きめの細やかな聞き取り調査を行うことにより、適切な支援区分の認定が可能となり、結果、適切な障害福祉サービス費の支給につながっている。</p> <p>単価契約とした場合、件数に応じた額となるため、効率性の重視により支援区分認定の正確性が失われる可能性が高く、障害福祉サービス費の不適切な支給につながるおそれがある。</p> <p>本事業の趣旨を考えると、安定した委託料による、適切かつ丁寧な調査が求められることから、総価契約がより適切であると考えられ、引き続き総価契約により事業を実施していくものとする。</p>	117
3	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	<p>【修繕費支出計上誤りについて】(社会福祉協議会運営事業)</p> <p>検出事項に記載のとおり(99頁参照)、社会福祉協議会において固定資産に計上すべきであった支出を修繕費として処理したものがあつた。</p> <p>会計担当者の経理規程の理解不足が主たる要因であるため、判断を誤りやすい取引の会計処理については、会計専門家に対する相談等を行うなどより慎重な対応が望ましい。</p>	<p>判断の誤りやすい会計処理については、その都度、契約している顧問公認会計士へ相談することとした。</p>	117

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
4	障がい福祉課 (社会福祉協議会)	<p>【利用件数減少への対応について】(障がい者総合相談窓口事業)</p> <p>障がい者総合相談窓口事業における事業の活動指標である相談件数は、目標値(平成26年度14,250件、平成27年度14,500件、平成28年度は14,750件)に対し、実績値(平成26年度9,237件、平成27年度8,671件、平成28年度8,251件)は低調である。</p> <p>相談一件あたりの人件費と比較すると、平成28年度には目標値2千円/件に対し、実績値は3.5千円/件となっており、電話相談が多いことを踏まえると明らかにコスト高の事業である。</p> <p>相談件数の見積りの精緻化とそれに見合った適正な人員配置を達成する必要がある。例えば、松山市との協議が必要にはなるが、生活困窮者自立相談支援事業といった他の相談支援事業と併せた人員配置にするなどによって人的資源の効率的な配分を図ることも望まれる。</p>	<p>№4 【利用件数減少への対応について】 (障がい者総合相談窓口事業)</p> <p>活動指標については、設定を見直し、平成30年度から34年度までの5年間について、相談支援方法のうち、障がい者の状況やとりまく環境をより適切に把握し、個別のケースにあわせてきめ細かい対応が可能となる「訪問相談」や「来所相談」、「同行支援」に絞り込み、その合計を目標値とし、相談支援体制の充実を図るものとした。</p> <p>また、平成31年度予算では、直近の実績をもとに相談件数を見積もるとともに、相談業務と併せて委託している虐待防止研修等の実施や市長の附属機関の運営等の業務を含めた対応時間を踏まえて、必要な人員配置を行った。</p> <p>今後も引き続き、適正な人員配置に努めていくものとする。</p> <p>なお、当該窓口は、生活困窮者自立相談支援事業と同一の総合窓口を構えており、連携可能な部分については、相互の連携により事業を実施している。例えば、一方の相談員が電話・訪問等により対応困難な場合には、もう一方の相談員が対応をする等、柔軟な連携・支援体制を取っており、双方の人的資源の不足があれば補える体制をとっている。加えて、相談内容に応じて双方の専門の有資格者により、包括的な支援を実施しており、今後も連携可能な部分については相互の連携を図り、人的資源の効率的な活用に努める。</p>	118
5	生活福祉総務課	<p>【事業の拡充について】(生活困窮者自立相談支援事業)</p> <p>検出事項に記載のとおり(110頁参照)、本事業の意義は大きいと考えられるため、事業を拡充し、新規相談件数を増加していくことが望まれる。ただし、継続相談件数は年々増加していくものと見込まれる一方、自立相談員は4人しかおらず、今のままでは事業の展開に限界があるため、自立相談員の増加が必要である。</p> <p>なお、本事業をより良いものにするため、本事業の存在を周知していくのはもちろんのこと、例えば生活困窮者の早期発見のため市役所関係各課・民生委員ほか関係機関とのネットワークづくり・連携、周知啓発などによる地域理解者づくり、相談者世帯等への訪問支援の強化、子どもの貧困を防ぐための学習支援の拡充、就労準備のための支援、家計相談支援等の実施、あるいは障がい者総合相談窓口事業や障がい者自立支援事業と統合するなど、機能強化を図るとともに人的資源の効率的な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>事業の拡充については、平成29年4月から就労支援員1名を増員し、総勢5名による支援体制への拡充と、生活困窮者に対する就労準備支援事業の新たな実施とともに、平成30年4月からは、「土曜塾」として行う学習支援事業においても、実施会場を1カ所増設し、合計3会場での実施とするなど、生活困窮者自立相談支援事業の各種拡充を行った。</p> <p>また、障がい者総合相談窓口事業との統合については、国・県からの予算の使途に制限があり、基となる予算の事業の目的及び対象者が異なることから、完全な統合を行うことは困難である。</p> <p>しかし、障がい者総合相談窓口と同一の総合窓口を構えており、連携可能な部分については、相互の連携により事業を実施している。例えば、一方の相談員が電話・訪問等により対応困難な場合には、もう一方の相談員が対応をする等、柔軟な連携・支援体制を取っており、双方の人的資源の不足があれば補える体制を取っている。加えて、相談内容に応じて双方の専門の有資格者により、包括的な支援を実施しており、今後も連携可能な部分については相互の連携を図り、人的資源の効率的な活用に努める。</p> <p>なお、障がい者自立支援事業等との統合については、生活困窮者自立相談支援事業の主要事業では所得等の経済的要件が設けられており、障がい者全般を対象とする障がい者自立支援事業とは支援対象者が一部異なることから事業の統合は行わず、引き続き相互の連携の強化を行っていく。</p>	119

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
6	障がい福祉課 (社会福祉事業 団)	<p>【障害福祉サービスの充実と効率的な事業運営の両立に向けて】 松山市の社会福祉行政における課題は、社会福祉サービスの質の維持向上を図りつつも、対象者の増加に伴って増加する社会福祉費をいかにして維持抑制するかということであるべきである。松山市の関連団体である社会福祉事業団においては、事業の効率的な運営に努め、特に金額的に重要な人件費をはじめとするサービス活動費用を維持抑制していくことは、松山市及び松山市民に対する責務の一つである。</p> <p>社会福祉事業団が実施している事業を(a)施設管理運営事業、(b)相談指導等事業に分類して分析したところ、利用者数や利用件数の低迷や減少が見受けられる事業((a):児童発達支援センターひまわり園管理運営事業、親子通園・くれよん事業、若草就労継続支援事業所事業、湯山障害者生活介護事業及びび畑寺児童発達支援事業、(b):特定相談支援事業、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児等療育支援事業)が検出された。これらについては、利用者の増加と人件費の削減によって事業収支改善を図るか、事業自体を廃止するか、いずれかの対応が必要である。</p> <p>事業収支改善を図るか、事業自体を廃止するかの検討では、(A)利用件数が少なく採算性も悪いが、民間事業者が提供できないサービスを提供しており、継続すべき事業((a):児童発達支援センターひまわり園管理運営事業、(b):特定相談支援事業、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業)と、(B)民間事業者による事業参入を主因に利用者が減少している事業((a):親子通園・くれよん事業、若草就労継続支援事業所事業、湯山障害者生活介護事業及びび畑寺児童発達支援事業、(b):障害児等療育支援事業)に分けて検討すべきである。</p> <p>(A)に該当する事業については、啓発活動も行って事業の周知徹底を図り、利用件数を増加させるとともに、できるだけ正確に利用件数を見積もり、それに応じた効率的・効果的な人員配置を達成することで収支の改善を図るべきである。なお、この場合人事考課制度を整備する必要もあろう。(B)に該当する事業については、事業を段階的に縮小・廃止していくことを松山市と社会福祉事業団が一体となって検討すべきである。</p> <p>また、松山市においては、社会福祉事業団による収支改善の施策を評価するとともに、改善施策の実行についてモニタリングしていくことが必要である。</p>	<p>(A)民間事業者が提供できないサービスを提供しており、引き続き本市が実施すべき事業は、利用件数増加や収支改善につなげるため、効果的な事業の実施方法を検討し、次のとおり見直しを行った。児童発達支援センターひまわり園で実施していた相談等指導事業(障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児等療育支援事業)については、令和4年4月に発達障がい児等を対象とした新たな相談窓口(松山市ハーモニープラザ/松山市若草町)を開設するに当たり、社会福祉事業団からの意見も考え合わせ、当該窓口で行うこととした。発達障がい児等への相談に対応する職員2名に、相談等指導事業に従事していた既存の職員6名を加えた8名体制とすることで、障がい児等や保護者からのさまざまな相談に対し、職員同士が連携を図ることで、一体的かつ効率的な支援につながるなど効果的な取組になっていると考えている。</p> <p>(B)民間事業者による事業参入を主因に利用者が減少している事業は、廃止を含めて検討してきたところである。</p> <p>今回、知的障がい者の生活介護(入浴や排せつ等の身体介助)及び創作活動(カレンダー作り)などを提供する湯山障害者生活介護事業所は、定員20人に対し、令和2年4月時点の実利用者は12人となるなど、近年は減少傾向となっており、事業の収支改善が見込めない状況となっていたことや、施設が老朽化していたことも考え合わせ、令和3年12月末で休止し、令和4年3月末で廃止した。</p> <p>それ以外の事業については、利用者の利用状況や受け入れ先等を含めた生活状況等や職員の人員配置も考慮する必要があり、計画的な縮小・廃止が必要となることから、現時点では継続することとしたが、今後も、利用者の減少など収支の改善が見込めない事業については、民間事業者によるサービスの提供が見込めない事業を除き、湯山障害者生活介護事業所と同様、廃止等を行っていく。</p>	148
7	障がい福祉課 (社会福祉事業 団)	<p>【事業を兼務している職員人件費の適切な配賦について】(特定相談支援事業、障害児相談支援事業) 検出事項に記載のとおり(136頁)、特定相談支援事業と障害児相談支援事業を兼務している職員の人件費が特定相談支援事業の収支計算書にのみ計上され、収支計算において事業の実態が適切に表現されていない。本事業にかかわらず、複数の事業を兼務する職員の人件費は業務従事時間等の適切な配賦基準をもって人件費を配賦すべきである。</p> <p>なお、職員が事業に直接従事する直接労働時間と、従事はしていないが担当業務として事業に配賦される間接労働時間を管理し、間接労働時間が多いと判断される場合には、人員体制を見直すことが必要である。</p>	<p>平成30年度から、前年度の相談件数の実績に基づき人件費3名分のうち、1名分の1箇月分を特定相談支援事業に、残りを障害児相談支援事業に充てることで配賦を見直した。</p> <p>今後は特定相談支援事業に従事する職員の直接労働時間を管理し、上記配賦と大幅に異なる場合は見直ししていく。</p>	150
8	高齢福祉課 (社会福祉事業 団)	<p>【事業継続可否の検討について】(軽費老人ホーム恵原荘管理運営事業) 検出事項に記載のとおり(125頁参照)、恵原荘は事業継続が困難な状況であり、閉鎖を検討するべきである。</p> <p>事業継続期限を設け、入居者が他のケアハウス等に転居するにあたっての課題の洗い出しを始める必要があるが、例えば保証人の確保が課題であるならば、民間の保証会社を斡旋するなど、保証人の確保のための制度を整備して課題の解決方法を検討すべきである。</p> <p>同じコストを使うにしても、恵原荘の入居者が他へ転居した後も安心して生活できるようバックアップ体制を整備することに使う方が望ましいのではなかろうか。</p>	<p>恵原荘は、施設の運営管理状況及び入居者のニーズ、さらに民間施設等の代替機能などを総合的に検討した結果、令和6年3月末に廃止予定。</p> <p>その上で、入居者に対しては、丁寧な説明を行い、御理解いただいており、現在の入居者2名の転居先も一定の目的が立っている。</p>	151
9	高齢福祉課	<p>【恵原荘協定書に添付する松山市の無償貸与資産の一覧について】(軽費老人ホーム恵原荘管理運営事業) 検出事項に記載のとおり(126頁参照)、恵原荘協定書に添付されている松山市の無償貸与資産の一覧に記載誤りがある。</p> <p>松山市は、システムによる物品台帳に基づき物品管理を行っているから、システム出力した物品台帳を恵原荘協定書に添付すれば、このような記載誤りは防止できる。</p>	<p>ご意見のとおり、記載誤りを防止するため、システム出力した物品台帳を協定書に添付するように変更した。</p>	151

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
10	高齢福祉課 (広域福祉施設事務組合)	<p>【施設更新計画及び事業計画の作成について】</p> <p>監査人が広域福祉施設事務組合に対して「1億円の分担金が、なぜ必要なのか」質問を行ってきたところ、広域福祉施設事務組合による結論めいた回答は「将来の建替に備えるため」ということであった。しかし、広域福祉施設事務組合は平成28年度において事業計画を策定しておらず、建替え支出が、いつ、どのくらい必要かについて合理的に見積っていないため、分担金額の合理性について評価できない。</p> <p>将来の建替の必要性について、現在の施設状況は建設後43年経過した施設であって老朽化しているのみならず、久谷荘においてはユニット化対応、部屋の配置基準、個室化等、国が求める介護保険法に対応する施設基準を満たしていない。また、みさか荘においても、セーフティネットの施設として、地域生活移行支援事業、地域定着事業、個室化等の対応のほか、1室6畳に4名が生活する多床室はプライバシーの確保の課題等、施設基準を満たしていない。従って、将来的に建替は必要になると考えられる。広域福祉施設事務組合が平成29年度に策定中の施設長寿命化計画に基づき、時代のニーズに対応した施設として施設更新計画を作成することが必要ではある。</p> <p>その一方で、検出事項に記載のとおり(155～160頁参照)、自助努力によって人件費や食糧費を削減すれば収支が大きく改善する余地があるため、施設の経営改善、経費削減を織り込んだ事業計画の作成が必要である。</p> <p>上記、施設更新計画及び事業計画に基づいた予算を立案した上で「分担金として構成市町が負担すべき金額はいくらか」を検討すべきである。</p>	<p>広域福祉施設事務組合は、令和元年度から、施設の経営改善及び経費削減を含めた事業計画を策定しており、毎年度、庁内関係課でその改善状況や分担金等について評価検証を実施している。</p> <p>また、令和5年度には同組合が今後の施設整備方針を含んだ公共施設等管理計画を策定する予定である。</p>	160
11	高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)	<p>【養護老人ホーム事務組合、広域福祉施設事務組合及び松山衛生事務組合の事務局の統合について】</p> <p>検出事項に記載のとおり(163～168頁参照)、各事務組合の事務局人件費構成割合が著しく相違している。これは、現在、上記の3事務組合の事務局がそれぞれ形式的に人員を配置しており、会計上、形式的に配置された人員に係る人件費を各事務組合にそれぞれ計上していることが主な要因である。</p> <p>一方で、3事務組合の事務局の運営の実態として、職員は各事務局の業務のみを行うのではなく、業務内容によって横断的に業務を行っているため、各事務組合に計上されている人件費と労務役務提供量には関連性が希薄となっている。</p> <p>3事務組合の事務局を統合し、全体の人件費及び人件費以外の経費をある事務組合(ここで、「A事務組合」とする。)に一括計上したうえで、各事務組合に専属する者の人件費は各事務組合に直課し、横断的に業務を実施している者の人件費その他の経費は現業部門の人数、就業時間、人件費等に基づく一定の配賦基準を設けてA事務組合から他の事務組合に業務委託料を請求するなどにより各事務組合が負担することが応益負担の観点から望ましい。</p> <p>こうすることにより、各事務組合はその事業規模・業務量等に応じた費用負担が可能になる。</p>	<p>3事務組合(広域・養護・衛生)の事務局業務については、全ての書類を3事務組合個別で起案、会計、予算、決算、総務等を作成しており、共通する事務処理が重複作業となっている。</p> <p>上記の事務処理の効率化に向けては、地方自治法第285条に基づく一部事務組合の統合(複合化)が考えられる。</p> <p>このことについては、事務組合事業計画(令和3年度～令和5年度)において、重点取組みの一つとして「一部事務組合の統合」を掲げているところであるが、令和3年度に検討を進めていく過程で、重点取組みの一つである「施設のあり方及び施設整備の基本方針の検討」の方向性を踏まえた上で、統合を協議することが効果的であると判断し、今後予定している公共施設等管理計画を策定後、施設整備の方針に沿った統合内容を検討していくため、当面の間は、現状の組合運営を継続する。</p> <p>(令和6年3月対応予定)</p>	170
12	高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)	<p>【松山養護老人ホーム診療所の経営について】</p> <p>診療所特会に本来計上すべきであった人件費8,000千円(概算)を診療所特会に計上した場合、過去3期間の単年度収支は平成26年度マイナス8,299千円、平成27年度マイナス8,261千円、平成28年度マイナス9,743千円であり、毎事業年度において赤字になる。</p> <p>当該診療所は施設利用者だけでなく地域住民も対象に医療サービスを提供する施設ということではあるが、曜日によって診療科目が異なり、診療時間も午後1時～午後4時と限られ、さらに近隣に大きな病院があることから地域住民のみならず施設利用者にとっても利便性が乏しく、診療報酬の増加による増収は期待できない。</p> <p>収支改善のため、診療報酬請求担当者を正職員ではなく、パートタイマーなどに置き換えるなどの検討が必要であるが、診療報酬が増加せず収支の改善が見込めない場合は、当該診療所の閉鎖を検討することが望ましい。</p>	<p>診療所特別会計の収支改善のため、主な改善策として、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用期限切れによる薬剤廃棄等を極力抑制するため、平成30年3月の薬剤検討委員会で協議を行い、購入薬剤を実績や需要に基づき適正に調整するよう改善した。 ・令和2年度下半期から医薬分業の観点から院外処方へ段階的に切り替え、令和3年度に完全移行したことにより、一部医薬品以外は医薬品の購入及び在庫管理を廃止した。 ・診療報酬担当者は、正規職員から会計年度任用職員へ切り替え、人件費を削減した。 <p>これら取り組みにより収支が改善し、令和3年度に単年度の黒字化を達成した。</p> <p>上記のことから、診療所の運営状況を適切化し、ニーズにも適正に対応できているため、診療所の廃止は行わない。</p>	170
13	高齢福祉課	<p>【高齢者住宅整備資金貸付金の必要性について】(高齢者住宅整備資金貸付事業)</p> <p>当該事業における貸付金は、実質的には預託金であるが、「松山市高齢者住宅整備資金預託契約書」においても、「松山市高齢者住宅整備資金融資要綱」においても、事務委託金融機関に預託金を預託すべき明文根拠がない。少なくとも、預託金の支出目的、その保全方法、預託先からの返納額を「松山市高齢者住宅整備資金預託契約書」等の関連文書に明確に規定し、適切に運用することが必要である。</p> <p>また、政策的な意味合いによって今後も預託を継続する場合であっても、本事業に基づく貸付残高に見合うように預託金額を減額するべきである。</p>	<p>平成31(令和元)年度から貸付の新規受付をとりやめ、既に貸付を受けている方への利子補給のみの実施としたことに伴い、金融機関への預託金は廃止した。</p>	175

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
14	高齢福祉課	【交付申請等の自己検証について】(軽費老人ホーム事務費補助事業) 「軽費老人ホーム事務費補助金事務処理マニュアル」を整備することは上記のとおりであるが、上席者によるモニタリングを効率的に実施する観点から、分析的な資料を作成することが望ましい。 例えば、各施設の事務費対象経費の費目別金額の一覧表を作成するなどにより、施設間の比較を行って、イレギュラーな状況の有無を容易に発見できるように努めることが考えられる。	施設間の比較を行い、対象外経費が含まれていないか確認するため、各施設の事務費対象経費の費目別金額の一覧表を作成した。これによりイレギュラーな状況の有無が発見できるようになった。	184
15	障がい福祉課	【随意契約の理由について】(障害児等療育支援事業) 本事業が随意契約である理由は、「平成28年度松山市障害児等療育支援事業委託内容書」によると、障害児等療育支援事業は、その支援内容の専門性から重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児、発達障害児(者)の施設を経営する社会福祉法人にしか委託することができないためである。随意契約による理由としては、合理的である。 ただし、本事業は委託先における事業の広がりが望まれる事業であるため、「委託先における今後の事業の広がりが期待できるか」についても委託先選定理由に加えることが望ましい。事業者による今後の事業の広がりが期待できない場合には、業務を委託しないことも考えられる。	療育指導実施件数の少なかった事業者から提出された平成29年度の療育指導実施件数は251件となっており、平成28年度の58件と比較しても、約4倍の件数で伸びていることから今後の広がりが期待できる実績であった。 また、上記の事業者から平成30年度の療育指導実施計画は330件で提出されており、事業の広がりが順調に期待できるものとなっている。 事業者が今後の展開について確認したところ、障がい児等の早期療育や保護者からの相談増加、ニーズの掘り起こしなどにより療育指導の件数は増加していくと考えているとのこと。事業者に対し、今後も事業を計画的に実施し、事業の広がりが期待できるように継続して事業に取り組んでいくよう指導を行った。 なお、今後は委託先選定理由に、「委託先における今後の事業の広がりが期待できるか」についても加えることとする。	197
16	障がい福祉課	【料金の見直しについて】(いこいの家運営事業) いこいの家は2つの障害者への福祉サービスを提供している。 1つは清掃管理に携わる障害者の雇用維持・就労機会の提供であり、もう1つが無料の入浴サービスである。清掃管理を通じて障害者に対して雇用維持・就労機会を提供することは、障害者施策において重要であるため、事業の継続が望まれる。 一方、無料入浴サービスは、道後友輪荘(松山市道後町2-2-11)への入浴料補助という代替案と比較するとコスト高であり、料金の見直しが必要である。 なお、施設の優劣としては、いこいの家が完全個室でありプライバシーが保護されるという優位性がある一方で、道後友輪荘は完全バリアフリー化されているとのことであり、遜色はないと考えられる。 障害者の雇用維持・就労機会と入浴サービスを提供するという2つの役割を果たしている本事業の安定と継続を望む観点から、道後友輪荘の入浴料を参考にしつつ、利用者の方々に負担いただくことを検討するべきである。	障がい者の雇用維持と就労の機会及び重度の障害のある方々に個室で入浴サービスを提供している「いこいの家」を将来も安定して続けていくことができるよう、道後友輪荘の料金や周知期間等を踏まえ、令和元年10月から、入浴料を無料から「桶の湯」の半額(大人200円、小人70円)とした。	200
17	障がい福祉課	【支給金額根拠の明確化と事業の意義の検証について】(介護激励金支給事業) 支給金額は規則に明文化されてはいるものの、積算根拠はなく、また、松山市では受給者の所得の状況を把握していない。 規則に決まっているから事業を継続するというのではなく、この介護激励金が、日頃介護を行っている方のように役に立っているのかを確認して、毎事業年度支給金額を見直すべきである。受給者に対してアンケートを実施して、本事業が持つ意義を確認することも必要であろう。	支給要件を見直し、平成30年4月1日に改正施行した。従来の規則では、被介護者が介護保険の認定を受けると介護者の負担軽減につながることから支給対象外としていたが、障害支援区分の認定を受けて障害福祉サービスを利用できる方は支給対象外となっていた。しかし、障害支援区分の認定を受けている方も、サービス利用により介護者の負担が軽減されることから、支給対象外とした。これにより、受給者は376人から70人に減少した。 なお、本事業は、平成12年に介護保険制度が始まったことにより、前身の「温もり介護手当(平成4年創設)」から移行したものであり、支給金額は前制度を根拠としている。また、介護者の経済的、精神的負担に報い、介護者及び被介護者の福祉の増進を図るために、制度上、受給者に所得制限を設けたり、激励金の使途を制限したりはしないこととしている。さらに、他の中核市でも約半数が独自の障がい者手当を支給しており、金額も同程度であることから、毎事業年度支給金額の見直しが必要であるとは考えていない。しかし、上記の支給要件の見直しと同様に、必要と認められる時には、アンケート実施等の手段により事業の意義を確認し、適切な見直しを行なう。	201
18	障がい福祉課	【積算方法の見直しと単価契約への変更について】(障がい者相談支援事業) 委託先に配置すべき人員数は相談支援にかかる業務量によって決まり、業務量は相談件数や相談方法に応じて変動するため、相談件数をできるだけ正確に見積もるとともに、相談方法ごとに単価を定めて委託料を積算し、契約金額の基礎とすることが望ましい。	本事業については、令和元年度から令和3年度までの委託料のうち人件費の積算方法を見直し、「『平成29年賃金構造基本統計調査 年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額』の一定の年齢及び勤続年数の医療福祉従事者の年間給与等の平均額から割り出した1名分の時間単価に、『相談1件当たりの対応時間』と『過去2年間の相談実績件数の平均件数』とを乗じて得た額」としている。	207

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
19	障がい福祉課	【入浴料の割引制度の見直し】(身体障がい者道後温泉入浴料割引事業) 道後温泉本館は施設の構造がバリアフリーではないため、障害者の中でも入浴施設を利用が可能な人と重度の障害者のように利用が困難な人がいるため、公平ではない。 公平性を担保する観点からは、重度の障害者に配慮した事業設計にすべきであり、道後温泉本館における利用料の割引については見直しが必要である。	道後温泉本館の半額割引制度は廃止し、それに代えて、檜の湯を含む市内の一般公衆浴場を対象にした割引制度を新たに始める。 持続可能な制度とするため、年50回の回数制限を設けるが、市内の複数の場所で、同じ額の助成を受けられるという点で、公平な制度となる。 新たな制度は、周知期間等を踏まえ、令和元年10月から開始とする。	218
20	生活福祉総務課	【ケースワーカーの増加について】 毎年度における時間外予算超過理由について、生活福祉総務課にヒアリングを行ったところ、人員不足が第一の原因と考えているとのことであり、毎年人員の増要望は行っているものの、増加を果たせていないとのことであった。 人員の増加が果たせない一方で、業務の効率化及び時間外残業手当の縮減のため、生活福祉総務課、生活福祉業務第一課及び生活福祉業務第二課内で事務改善委員会を任命し、ケースワーカーの事務の軽減を図るほか、平成28年度からは非常勤嘱託職員ケースワーカーの雇用により正職員の負担軽減を図っているとのことではある。 ケースワーカーの負担軽減の観点からは、引き続き業務の効率化に努めるとともに、社会福祉法が求める基準に近づけるべく正職員を増加すべきである。 ただし、正職員増加がどうしても困難なのであれば、他の中核市における状況を念頭に置くこと、非常勤嘱託職員ケースワーカーの雇用を促進していくことも考えられる。	国体業務終了による平成29年度途中での異動及び平成30年4月の定期人事異動において、正規職員の大幅な増員を行い、社会福祉法に規定されるケースワーカーの配置基準を充足する職員の配置を行った。	231
21	生活福祉総務課	【民生委員人数の増加について】(民生児童委員事業) 民生委員は高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などが地域で相談できる身近な存在であり、また、状況に応じて松山市に対して報告し、必要であれば適切な支援を行うように松山市につなぐという重要な役割を果たしている。 核家族化が進み、地域住民同士のつながりが薄くなっている今日において、また、高齢化が進んで高齢者が孤立しかねない今後において、「地域福祉の充実」がより一層求められることは間違いのないであろう。 地域住民が自分達の地域に当事者としてかかわり、地域住民自身がより良い地域社会を構築していくことを支援していくためにも、地域社会づくりの中心となるべき民生委員の増加を図ることを期待する。	令和元年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、市内全地区への要望調査とともに、各地区の高齢者数や要支援者数、又世帯構成比率、地理的要件等を総合的に精査、勘案し、民生児童委員の増員を必要とする3地区へ各1名増員を図った。	241
22	生活福祉総務課	【民生委員が負担する協議会会費の削減について】(民生児童委員事業) 民生委員は平均で年間151日活動し、167.9件の訪問を行う一方、その報酬は年間12万円程度であり、金銭的には全く割に合わない。福祉に対して理解と熱意を持っていないければ務まるような職務ではない。 民生委員が福祉に対して理解と熱意があることを前提に、松山市は民生委員の活動を最大限支援すべきである。 金銭面での支援としては、松山市民生委員協議会が支出する経費のうち、松山市が補助可能な経費は補助し、民生委員が負担している会費を最小限に抑えることが考えられる。 監査人が松山市社協の協力の下、松山市民生委員協議会の支出内容のうち松山市が補助することが可能な支出を確認した結果、検出事項に記載している経費を松山市が補助する場合には、松山市の支出は150万円程度増加する一方で、民生委員が負担する会費は一人2,000円/年に抑えられると計算された。	本市では、平成29年度、松山市民生児童委員協議会運営助成補助金で9,564千円、地区の民生児童委員協議会への助成金となる、愛媛県民生児童委員協議会負担金として2,308千円を支出し、平成30年度も同額程度を支出していることから、これら以上の市民協等への公費負担は困難と考える。 また、今年度の市民協事務局による中核市(人口規模類似8市)調査での会費額の比較において、本市が下位から2番目であるなどの現状を踏まえ、喫緊での会費削減の必要性は低いものとする。 上記の理由により、民生委員が負担する協議会会費の削減は行わない。	241
23	生活福祉総務課	各就労支援事業の項目別目標実績管理数値と事務事業シートの活動指標及び成果指標数値を相互に一致させ、関連項目の整合性を図るための修正を行った。	各就労支援事業の項目別目標実績管理数値と事務事業シートの活動指標及び成果指標数値を相互に一致させ、関連項目の整合性を図るための修正を行った。	247

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
24	生活福祉総務課	<p>【効果測定指標の再設定について】(医療・介護扶助適正化事業)</p> <p>上記指標から見ても本事業が生活保護費の削減を目指していることは明らかではあるが、本事業が目指す「医療扶助・介護扶助の適正化」の「適正化」という意味が不明瞭である。また、本事業のうち、医療扶助相談・指導員によるジェネリック医薬品への移行指導については、ジェネリック移行による医療費削減額が指導員の報酬額を下回って費用対効果ではマイナスである。本事業は国の施策ではあるが、費用対効果がマイナスであるのであれば、事業を継続する意味がない。</p> <p>ジェネリック医薬品の使用を促進することだけが「医療扶助の適正化」ではないだろう。医療・介護扶助の適正化において、病気を治すことと医療費を低減することの両立を目指すのであれば、本事業以外に松山市の独自事業を設けることも必要であろう。</p> <p>まずは「適正」か「適正でない」かを判断する基準・指標を取組内容ごとに設定すべきであり、その上で費用対効果を検証し、「適正化事業」を実施すること自体が自己目的化しないようにすべきである。</p>	<p>平成30年10月の改正生活保護法の施行に伴い、「医療・介護扶助適正化事業」のうち「レセプト点検業務」及び「後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進業務」での事業の実施方法や費用対効果等を精査し、平成31年度からを目途に、より効率的・効果的な実施方法への見直しを行うこととしている。</p>	251
25	生活福祉総務課	<p>【不正受給防止強化策について】(生活保護支給事業)</p> <p>検出事項に記載している松山市の不正受給防止強化策は、「不正のトライアングル」でいう(ア)動機・プレッシャー、(イ)姿勢・正当化への対応として評価できるものの、(ウ)機会への対応において、さらに以下の事項が望まれる。</p> <p>まず、多くの不正が稼働収入あるいは各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告あるいは過少申告であるため、被保護者における収入を適時に捕捉できる仕組みづくりが望まれる。この点、民間事業者や年金事務所からの協力も必要である上、コンピューターシステムでの対応が望まれることから、松山市が独自対応できることではないが、不正受給ゼロ化に向け、県や国への要望を継続していく必要がある。</p> <p>松山市が独自対応できることとしては、ケースワーカーの担当期間が長期化するケースワーカーの行動パターンを予測されてしまうことが考えられるため、不定期のローテーションや複数担当制を敷くなど、被保護者への牽制機能の強化が挙げられる。</p>	<p>不正受給防止への取り組み強化に向けて、平成30年4月から適正実施推進班の正規職員1名の増員を行った。</p> <p>また、被保護者の収入の適時把握については、国による制度改正や関係法令等の整備が必要なことから、本市独自に行うことは困難であり、各省庁間の協力体制構築等の内容も含め、引き続き国・県へのこれら要望を行う。加えて、松山市の独自対応として、ケース対応研修によるケースワーカーのスキルの向上を図り、この中で過去の不正事業の具体例について研修を行う等、ケースワーカーの行動パターンを予測されることの無いよう、不正受給防止に努めていく。</p>	266
26	生活福祉総務課	<p>【法に基づく費用返還の意思が希薄な被保護者への厳格対応の明確化について】(生活保護支給事業)</p> <p>上記のような強化策を行ってもなお、不正受給を行う者に対しては厳格に対応すべきである。具体的には、将来の費用の徴収・返還の意思を明確化させる観点から返済時期と金額を明示させた上で返還を履行させることである。</p> <p>また、法に基づく費用返還の意思が希薄な不正受給者への対応について、刑事告発・訴訟といった法的手続に移行する段階や時期をマニュアルに定めておくべきである。</p>	<p>悪質な不正受給事案に対しては、生活福祉関係3課の課長、主幹等で構成し、悪質事案への組織的な対応を協議決定するための診断会議の速やかな開催と併せて、告訴等、法的・組織的対応が必要とされる、不正期間や金額等を定めた対応基準を平成30年4月策定し、不正受給事案への対応の明確化を行った。</p>	266
27	生活福祉総務課	<p>【徴収嘱託員、収入資産・不正受給調査員の増強について】(生活保護適正実施推進事業)</p> <p>生活保護制度は本当に困窮した方のための最後のセーフティネットであるから、生活保護費の不正受給は許されざるべき犯罪である。</p> <p>不正受給の疑いがあるケースの調査において、徴収嘱託員、収入資産・不正受給調査員がかける労力は並々ならぬものがある。一方で、仮に徴収嘱託員、収入資産・不正受給調査員を増強し、不正発見件数が増加したとしても、不正受給者には返済意思と能力が希薄であるため、充分な額の費用の返還はなされないかもしれない。</p> <p>それでもなお、不正発見件数は合計では4.7%に留まる一方で不正受給の疑いがあるケースの日常生活実態把握調査から発見される不正が31.9%と高くなっている点で不正発見の効果が認められること、徴収額の極大化を図るためには費用徴収事務の迅速化を図る必要があること、徴収嘱託員、収入資産・不正受給調査員の増加が不正防止への抑止力として期待できることから、人員の増強を図ることを検討すべきである。</p>	<p>平成30年度から不正受給防止強化のため適正実施推進班の担当職員1名の増員配置を行った。</p>	270
28	生活福祉総務課	<p>【法に基づく費用返還の意思が希薄な被保護者への対応の明確化について】(生活保護適正実施推進事業)</p> <p>生活保護費の返還を求めて松山市が初めて裁判所に提訴した案件では、費用の返還が決定した平成27年7月から起算して、訴訟を提起した平成29年3月までで1年半超、松山地裁の判決を得た平成29年8月までで2年半超を要している。</p> <p>松山市の職員はその間、粘り強く返還交渉を行ってきたが、結局、(主)には、ケースワーカーの気持ちが変わらなかったようである。このようなケースに、時間と労力をかける必要が本当にあるだろうか。</p> <p>実務的には債権を保全した上でよいことになるが、法に基づく費用返還の意思が希薄な被保護者への対応について訴訟を含めるとともに、法的手続に移行する時期を定めておく必要がある。</p>	<p>悪質な不正受給事案に対しては、生活福祉関係3課の課長、主幹等で構成し、悪質事案への組織的な対応を協議決定するための診断会議の速やかな開催と併せて、告訴等、法的・組織的対応が必要とされる、不正期間や金額等を定めた対応基準を平成30年4月策定し、不正受給事案への対応の明確化を行った。</p>	271